

公開草案「リスク軽減会計－IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修
正案」に対する意見

生命保険協会

2026 年 7 月 8 日

1. 我々、生命保険協会(LIAJ)は、2025 年 12 月に公表された公開草案「リスク軽減会計 – IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」(以下、「本 ED」という)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに大いなる感謝の意を表明したい。
2. 生命保険協会は、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社 41 社が加盟している。この意見が、収入保険料で世界の 5% 程度¹の規模を占める日本の生命保険業界全体の意見であることを踏まえ、慎重に検討されることをお願いしたい。
3. 上記の立場から、本 ED の質問 3、質問 10、および質問 11 について、次のとおり回答する。

質問 3—正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定(7.2.5 項から 7.2.10 項)

IASB は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを予想される金利改定日に基づく金利改定期間帯ごとに集約することによって算定することを提案している。予想される金利改定日とは、基礎ポートフォリオの中の金融商品の決済又は金利改定が見込まれる日のいずれか早い方である。

IASB は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを、企業がリスク管理の意思決定を行う方法と整合的な方法で算定することも提案している。これには次に関するものが含まれる。

- (a) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約し、金利改定期間帯を(予想される金利改定日に基づいて)決定する根拠
- (b) 企業が各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用している測定

結論の根拠の BC64 項から BC69 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

4. 本 ED においては、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品をグループ分けするために金利改定期間帯を使用すること、軽減対象期間にわたる金利改定期間帯の数及び長さは企業がリスク管理目的で使用する期間帯と整合的であることが要求されている。
5. 保険会社の事業モデルの特性上、資産側のエクスポージャーは年限が短期から中期に、負債側のエクスポージャーは年限が長期に偏って存在することが一般的である。そのため、細かいバケット(1 年毎等)で正味のエクスポージャーを管理している企業は多くないと推測される。
6. BC66 項には金利改定期間帯に対する具体的な要求事項を含めないことが記載されており、この決定には賛同するものの、金利改定リスクを単一のバケットで管理している場合もリスク軽減会計が適用可能であることを結論の背景等に記載されることが望ましい。

¹ スイス再保険会社 sigma No.3/2024

質問 10—開示要求(IFRS 第 7 号の修正案)

IASB は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に含めるべき新しい表示及び開示の要求事項を提案している。

第 30E 項は、企業が次の項目を他の科目と区分して表示することを要求する。

- (a) 財政状態計算書において企業の資産の一部(借方残高である場合)又は企業の負債の一部(貸方残高である場合)のいずれかであるリスク軽減調整額
- (b) 当期中に包括利益計算書において純損益に認識したリスク軽減調整額

第 30F 項から第 30P 項は、リスク軽減会計を適用する企業に、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を開示することを要求する。

- (a) 企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理しているか
- (b) 企業のリスク管理活動が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるか
- (c) リスク軽減会計が企業の財政状態計算書及び包括利益計算書にどのように影響を与えたか

第 33A 項は、事業及びリスク管理活動が提案されている IFRS 第 9 号の 7.1.4 項に定められている特性を有しているがリスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に適用される。このような企業は金利改定リスクをどのように管理しているかの定性的説明を提供することを要求される。

結論の根拠の BC148 項から BC171 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

- 7. 企業がリスク軽減会計の要件を満たしているにもかかわらず適用しない場合に要求されている定性的な開示については、その粒度によっては実務負担が一定程度高く、過去の会計基準においても適用しない場合の開示が要求されていることはほとんど無いと推測される。
- 8. 適用しない場合の開示のレベルが不明瞭な状況においては、コストが見積り難く、特に新たな説明体系の設計・統制・監査を伴うため、コスト・ベネフィットの観点から懸念が生じる。
- 9. 以上の観点で、当該開示の粒度が非常にハイレベルなものであることが明記され、適用しない場合の開示の例示が提供されることが望ましい。

質問 11—リスク管理戦略

以下の質問は、IFRS 第 17 号「保険契約」で定義されている保険契約を発行する企業に具体的に関連するものである。これらの質問に回答する際に、コメント提出者は、保険契約資産及び負債は 7.2.1 項に従って基礎ポートフォリオに含めることに適格であると仮定することが必要である。

本公開草案における提案に基づいて、

- (a) 回答者のリスク管理戦略及び活動が、7.1.1 項から 7.1.2 項の記述とどの程度まで合致又は相違しているのかを記述されたい。

- (b) 回答者の事業及びリスク管理活動が、7.1.4 項に記述されている特性とどの程度まで合致又は相違しているのかを記述されたい。

本公開草案におけるリスク軽減会計についての提案は、現在利用可能な会計処理の選択肢と比較して、金利改定リスクを管理するための回答者の活動の経済的影響を財務諸表においてよりよく表現するというIASBの目的を達成するか。賛成又は反対の理由、及び代わりにどのようなことを提案するのかを説明されたい。

＜正味金利改定リスク・エクスポージャーの範囲について＞

10. 本 ED の 7.1.2 項には「企業は公正価値の変動性(固定金利の金融商品について)又はキャッシュ・フローの変動性(変動金利の金融商品について)のいずれかに対するエクスポージャーを管理する。しかし、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理する場合には、企業は金融商品のキャッシュ・フロー及び公正価値の両方の変動性に対するエクスポージャーを管理する可能性がある」と記載がある。
11. さらに、続く 7.1.3 項には「リスク軽減会計の目的は、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している場合に、財務諸表に企業のリスク管理活動の経済的影響を表現することである。」と記載がある。
12. そのため、リスク軽減会計では、純額ベースのエクスポージャーがキャッシュ・フロー(変動金利)及び公正価値(固定金利)の両方の変動性を含むことを前提としているように読み取れる。
13. また、Appendix A では、金利改定リスク(repricing risk)は次の(a)、(b)の差異から生じる金融商品のキャッシュ・フロー及び公正価値の変動性に企業を晒す金利リスクの種類と定義されており、やはり両方の変動性が対象であるように読み取れる。
 - (a) 金融商品がベンチマーク金利に金利改定される時期
 - (b) 特定の期間に金利改定される金融商品の金額
14. これらの記載を総合すると、本 ED は、純額ベースの正味金利改定リスク・エクスポージャーが、キャッシュ・フロー及び公正価値の両方の変動性を含むことを前提に設計されていると読み取れる。
15. 一方で、保険会社のリスク管理では、固定金利の性質を持つ保険負債に対し、固定金利の性質を持つ資産を対応させることでデュレーション・マッチングを図ることも多く、本 ED の記述のみでは、こうしたデュレーション・マッチングの対象とするリスクやエクスポージャーがリスク軽減会計の想定する「金利改定リスク」および「正味金利改定リスク・エクスポージャー」の対象に含まれることが必ずしも明確ではない。今後の議論の中で保険負債を基礎ポートフォリオに含めることが適格になる場合、保険会社の固定金利資産対固定金利(保険)負債の純額ベースのエクスポージャー(公正価値の変動性)が「正味金利改定リスク・エクスポージャー」の範囲に含まれることを明記することを検討いただきたい。
16. 加えて、ベンチマーク金利という用語は、一般的に単一の金利指標を指すことが多く、金利改定リスクの定義が、デュレーション・マッチングのようなイールドカーブ全体を考慮した保険会社の活動を包含しているとは読み取りづらいものとなっている。その結果、保険会社において、各用語が自社のリスク管理におけるどの部分に対応するか判断が困難となり、リスク軽減会計の適用にあたって不確実性を生じさせ得る。

17. したがって、保険負債をリスク軽減会計の範囲に含めるのであれば、リスク軽減会計の各用語が保険会社にとって何を含み得るのかについて明確化されることが望ましい。

＜リスク軽減調整額の認識について＞

18. 保険業界においては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を多く保有し、一方で、保険契約資産・負債について貨幣の時間価値の変動等をその他の包括利益で認識する選択をする保険会社が一定程度存在すると考えられる。
19. そのような場合に、リスク軽減調整額を資産もしくは負債として認識すると、リスク軽減目的である金融資産もしくは保険契約資産・負債の公正価値に含まれる金利要素と重複して資産と負債に計上されることになる。一方で、その他の包括利益にはリスク軽減目的である金融資産若しくは保険契約資産・負債の公正価値の変動のみしか反映されないことになる。このアプローチは、資産及び負債、純資産において会計上のミスマッチを生じさせ、保険会社におけるリスク管理活動の経済現象を忠実に表現しておらず、財務諸表利用者にとって有用性の低い情報を提供することになる。
20. よって、今後の議論の中で保険負債を基礎ポートフォリオに含めることが適格になる場合、保険会社特有の上記の会計上のミスマッチに対して何らかの手当てがされることが必要である。

以 上